

カドマイスター企業展示会合同出展業務委託募集要領

上記業務委託を実施するため、公募型プロポーザル方式により事業者募集するもの。

令和8年7月1日

1 事業の趣旨・目的

ものづくり事業者が集積する門真市（以下「本市」）は、卓越した技術を有する市内企業を発掘し、企業が躍進できるよう支援することを目的とする認定制度「カドマイスターを探せ！事業」を平成23年度より実施し、現在72社の企業を認定している。

今年度、企業の技術力、認知度を向上するとともに、「ものづくりのまち」である本市の製造業ブランドイメージを発信することで、市内製造業への受注機会を拡大し、地域経済の活性化を図ることを目的とし、大規模ものづくり展示会である第29回機械要素技術展 大阪にカドマイスター認定企業の合同出展を実施する。

本事業では、共同出展ブースの装飾やレイアウト調整、展示会前等の出展企業との連絡調整、事前PR、展示会期間中のブース運営、会場来場者と非出展企業とのオンライン商談実現のための環境整備及び展示会後の企業フォローアップ業務等を実施する事業者をプロポーザル方式で選定するため、以下のとおり公募するもの。

2 業務概要

- (1) 委託名 カドマイスター企業展示会合同出展業務委託
- (2) 委託内容 別紙「カドマイスター企業展示会合同出展業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和9年2月26日まで
- (4) 実施場所 インテックス大阪（大阪市住之江区南港北1-5-102）他
- (5) 提案限度価格 12,484,540円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当しない者

であること。

- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。
ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成18年12月6日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者又は本市の入札参加資格者名簿の登録の有無に関わらず同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (5) 門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱（平成25年4月1日施行）に基づき入札参加除外措置を受けていない者又は本市の入札参加資格者名簿の登録の有無に関わらず同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (6) その他前各号に掲げる要件に類し、参加することが著しく不適当と認められる者でないこと。
- (7) 平成28年4月1日から受付締切日までに国若しくは他の地方公共団体と契約金額が、本業務の提案限度価格（税込13,732,994円）と同額以上又は同期間内に本市と契約金額が、本業務の提案限度価格の半額（税込6,866,497円）以上の同種業務の契約を締結し、履行したこと。

4 参加手続

(1) 募集要領等の配布

募集要領等は本市ホームページ (<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>) の「入札・契約情報」からダウンロードで配布するほか次のとおり交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和 8 年 7 月 1 日（水）から令和 8 年 7 月 23 日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（正午から午後 0 時 45 分までを除く。）

イ 交付場所

門真市中町 1 番 1 号 門真市役所 本館 2 階
門真市市民文化部産業振興課

(2) 募集要領等に対する質問がある場合には、次のアに定める期間に次のイの問合せ先へ質問・回答書（様式 5）を使用して、電子メールにて質問すること。また、電子メール送信後は確認のため、電話で送信した旨の連絡をすること。

ア 期間

令和 8 年 7 月 1 日（水）から令和 8 年 7 月 10 日（金）午後 5 時 30 分まで
ただし、送信後の電話確認については、午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（日曜日及び土曜日を除く。）に行うこと。

イ 問合せ先

門真市中町 1 番 1 号 門真市役所 本館 2 階
市民文化部 産業振興課
担当：カドマイスター企業展示会合同出展業委託担当
電話 06（6902）1231（代表）（内線：3025）
06（6902）5966（直通）
E-mail：sim01@city.kadoma.osaka.jp

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和 8 年 7 月 15 日（水）までに本市ホームページ (<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>) に掲載し、個別には回答しない。

(3) 提出方法等

ア 提出期間

令和 8 年 7 月 1 日（水）から令和 8 年 7 月 23 日（木）（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時 30 分（正午から午後 0 時 45 分までを除く。）まで

とする。郵送の場合、書留郵便とし、到達期限は同日必着とする。なお、提出書類を提出した後で辞退する場合についても、取下書（様式6）を提出すること。提出期間以外に提出された提出書類は、いかなる理由があっても受理しない。

イ 提出先及び提出方法

4(2)イと同じ。持参又は郵送（書留郵便に限る。）

ウ 提出書類

(ア) 参加申込書（様式1）

(イ) 企画提案書（書式、ページ数は問わない。ただし、別紙「カドマイスター企業展示会合同出展業務委託仕様書」の「5. 業務内容」の各項目に沿った内容を漏れなく記載すること。また、申込者（会社）名及び申込者（会社）名を推定される文言が記載されていないこと。）

(ウ) 見積書（消費税及び地方消費税を除く。）

(エ) 経費内訳書（消費税及び地方消費税を除く。）

(オ) 会社・団体等概要資料（パンフレット等）

(カ) 3(7)の条件を満たす実績を確認することのできる書面（契約書等）の写し

(キ) 誓約書（様式2）

(ク) 委任状（本社又は本店以外で締結する場合）（様式3）

(ケ) 令和8年度門真市入札参加資格者名簿に登録のない者の場合、以下の書類も提出すること。

a 印鑑証明書又は印鑑登録証明書の写し

b 代表者の身分に関する証明の写し ※法人の場合は不要

c 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し ※個人の場合は不要

d 納税証明書の写し

	法人の場合	個人の場合
市内に本店、支店又は営業所等がある者	国税：法人税、消費税及び地方消費税（その3の3）（税務署）	国税：所得税、消費税及び地方消費税（その3の2）（税務署）
	市税：直近2年の法人市民税（市役所）	市税：直近2年の市・府市民税（市役所）
市内に本店、支店又は営業所等がない者	国税：法人税、消費税及び地方消費税（その3の3）（税務署）	国税：所得税、消費税及び地方消費税（その3の2）（税務署）

e 使用印鑑届（様式4）

f ISO9001、ISO14001、ISO/IEC27001、プライバシーマーク登録証の写し（直接契約する事業所に関するもので取得している場合に提出）

※（ケ）a～dについては、発行日から3箇月以内のもの。写し可。

エ 提出部数

（イ）については、5部（正本1部、副本4部）。それ以外については、1部。

5 参加資格確認結果通知の交付

提出書類に基づき審査した結果、参加資格要件を満たすと認めた者をプレゼンテーション選定の対象者とし、令和8年7月28日（火）に結果通知書を電子メールにて通知する。

なお、通知を受けてからプレゼンテーション審査日までに門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱の入札参加停止措置要件又は、門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱の入札参加除外措置要件に該当した場合は参加できない。

6 評価方法等

（1）評価基準

別紙「カドマイスター企業展示会合同出展業務委託事業者評価基準」のとおり

（2）プレゼンテーションの実施

企画提案書について、プレゼンテーションを実施する。開催日時、場所については、別途通知する。

ア 審査方法

- i プレゼンテーションによる質疑応答
- ii 所定時間はプレゼンテーション20分、その後、質疑応答20分程度とする。
- iii 説明に用いる資料は、事前に提出された企画提案書のみとする（データ活用可）

イ 注意事項

- i プロジェクター、スクリーン及びポインターは市で準備する。ただし、パソコンは各事業者で準備すること。
- ii プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできないものとする。

- iii 参加人数は、1 提案者 4 名までとする。
- iv プレゼンテーション当日に新たな説明資料を追加することはできないものとする。
- v 指定の時間に正当な理由なく不参、遅延した場合には、審査対象から除外する。
- vi 指定した日時の変更はできないものとする。

(3) 評価方法

企画提案書及びプレゼンテーションについて、評価基準に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な選考を行うものとする。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(1)評価基準の総合点が最も高い者を、受注候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、次の順位で優位に評価するものとする。

①審査項目「④出展ブースの装飾、レイアウト、運営」に係る提案における得点が高い者

②審査項目「⑤PRコンテンツの制作及び情報発信」に係る提案における得点が高い者

③提案価格が低い者（内容評価の項目において、順位が決定しない場合）

ウ ア、イにかかわらず、総合点が60点未満の場合は、受注候補者として選定しない。

(5) 失格となる受託候補者

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 市の示す仕様を満たさない提案を行った場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 記名又は押印を要する書類にあつては記名及び押印を欠いた書類を提出した場合

カ 参加資格を満たしていない場合

キ 参加期日までに所定の書類が整わなかった場合

- ク 「提案書等」の提出関係書類を複数案提出した場合
- ケ 提出期限を過ぎて必要書類及び提出資料が提出された場合
- コ 事業者募集中、選定中及び契約締結までに応募資格を満たさなくなった場合
- サ 価格提案書の金額が2(5)の提案限度価格を超える場合
- シ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

7 選定結果の通知・公表

受注候補者選定後、受注候補者に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知後すみやかに、下記項目において本市ホームページの「入札・契約情報」にて次の内容を公表する。

- (1) 受注候補者名及び次点候補者名並びに総合点
- (2) 会議録

8 契約手続

- (1) 受注候補者と門真市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、随意契約により契約を締結する。
- (2) 契約の締結に際しては、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納めること。ただし、門真市契約に関する規則第21条各号に該当するときは、契約保証金の納付を免除する。
- (3) 支払条件 完了払
- (4) 契約規則の閲覧
門真市契約に関する規則については、本市ホームページ(<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>)で閲覧することができる。
- (5) 受注候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次点候補者を候補者とすることができる。
- (6) 契約金額の決定に当たっては、価格交渉の後、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって契約金額とするので、受注候補者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わ

ず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書の金額とすること。

9 プロポーザルの延期又は中止

(1) 次のアからエまでのいずれかに該当する場合は、本プロポーザルを中止する。

ア 参加申込受付締切りの結果、参加申請者が1に満たない場合

イ 参加資格の事前審査の結果、参加を認めた者の数が1に満たない場合

ウ 審査の結果、受注候補者となるべき者がいなかった場合

エ 天災等、特別の事情がある場合

(2) 天災等、その他特別の事情がある場合は各期日を延期することがある。

10 その他

(1) 参加申込書の提出後に取下する場合は、取下書（様式6）により届け出るものとする。

(2) 企画提案書及び見積書については、1者につき1提案に限る。

(3) 参加申込書を提出した後、企画提案書及び見積書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。

(4) 参加申込書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

(5) プロポーザル参加に要する一切の費用は参加者負担とする。

(6) 提出された応募書類は理由の如何を問わず、返却しないこととする。

(7) 応募書類の審査内容に関する質問及び異議申し立てには、一切応じない。

(8) 公文書開示請求があった場合は、提出書類を門真市情報公開条例に基づき公開、開示をすることができるものとする。

(9) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。

(10) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(11) 参加申込書の提出後、契約締結行為の途中並びに契約の履行中に、門真市建設

工事等入札参加停止に関する要綱の入札参加停止措置要件又は、門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱の入札参加除外措置要件に該当した場合は、当該規定に基づき、必要な措置を講じるものとする。

11 スケジュール

※スケジュールは変更になる場合があります。

令和8年	7月1日(水)	質問・参加申込、企画提案書等書類提出の受付開始
	7月10日(金)	質問受付の締切り
	7月15日(水)	質問回答の公表
	7月23日(木)	参加申込、企画提案書等書類提出の締切り
	7月28日(火)	参加資格確認結果通知
	8月3日(月)	プレゼンテーション審査実施
	8月上旬(予定)	選定結果の通知

12 問合せ先

門真市中町1番1号 門真市役所 本館2階

門真市市民文化部産業振興課

電話 直通 06(6902) 5966

大代表 06(6902) 1231 (内線3025)

代表 072(885) 1231 (内線3025)